【参考資料】

議案第６６号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

こども部保育課

１　提案する理由

内閣府令及び児童福祉法等の改正並びにこども性暴力防止法の施行に伴い、家庭的保育事業等における職員の配置基準の見直しや満３歳以上限定小規模保育事業の一般制度化への対応を図るとともに、児童への性暴力等の防止に必要な規定を整備するため、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

（１）保育士とみなすことができる職員の対象に、従来の保健師、看護師及び准看護師に加え、理学療法士等を追加する。

（２）満３歳以上限定小規模保育事業の一般制度化に伴い、新たに本条例の対象となるよう規定を整備する。

（３）こども性暴力防止法の施行等に伴い、家庭的保育事業者等に対し、児童への性暴力等の防止及び被害を受けた児童の適切な保護に必要な措置を講ずることを義務付ける。

３　施行年月日

（１）保育士とみなすことができる職員の対象拡大及び満３歳以上限定小規模保育事業に関する規定は、公布の日の翌日。

（２）満３歳以上限定小規模保育事業に係る経過措置の終期となる「条例で定める日」は、公布日。

（３）こども性暴力防止法に関する規定は、令和８年１２月２５日。

担当
こども部保育課施設給付係
電話４６３－２８３７